

松江地方裁判所委員会（第22回）議事概要

第1 日時

平成24年2月7日（火）午後1時30分～午後4時00分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 石倉東政子，遠藤昇三，勝谷有史，栗原昌子，多久和厚，
谷口知子，中川修一，中村夏樹，古田 浩，森田邦郎，
横山泰造

（五十音順敬称略）

（事務担当者） 藤井事務局長，長谷民事首席書記官，佐々井刑事首席書記官
田河総務課長，金山松江簡裁庶務課長，齊藤総務課庶務係長

第4 議事

- 1 松江地方裁判所ウェブサイトに関する説明
- 2 簡易裁判所民事手続について説明
- 3 意見交換
別紙のとおり
- 4 次回の意見交換テーマ
 - (1) 松江地方裁判所のウェブサイトの在り方について（第2回）
 - (2) 新営庁舎について
- 5 次回開催日時
平成24年7月3日（火）午後1時30分～午後4時00分

(別紙)

【発言者の表示＝●委員長，○委員，■事務担当者】

- 裁判所は公的機関であり，ウェブ検索をすると上位に表示されるので，ウェブサイトへのアクセスの問題はないと思う。
- 公的機関のウェブサイトには，どういう基準でウェブサイトを作成しているのかというガイドラインが一般的に表示されている。裁判所のウェブサイトにはその表示がないので表示すべきである。
- 健常者とそうでない人と差をつけないユニバーサルデザインという考え方に基いて，ウェブサイトを作成すべきである。
- 現在のウェブサイトでは，視覚障がい者のために黒と赤以外の文字は使わない，青色はリンク指定に使うなどといったことが決められている。
- ウェブサイトを活用できる人だけの裁判所であってはならない。ウェブサイトを利用できない人に対しての広報も重要である。
- 裁判所もウェブサイトのみで情報発信をしているわけではなく，例えば司法の窓という広報誌や手続案内のパンフレットなどを発行して受付窓口に備え置いたり，関係機関に配布したりしている。ウェブサイトを利用できない方が裁判所を利用しづらいということはあってはならず，ウェブサイト以外の広報についてもより充実させていきたいと考えている。
- 民間企業では当たり前となっているが，トップページに組織の名前，住所，電話番号といった情報を掲載すべきである。また，現在掲載しているトップページの写真の中に人物の写真があったり，「松江の裁判所へようこそ」といった文言があれば，裁判所の敷居がもう少し低く感じられるのではと思う。
- 裁判所のウェブサイトがポップである必要はないと思う。目の不自由な方に音声読み上げソフトを用いてウェブサイトを体験してもらえば，我々が気付かないようなことを指摘していただけたらと思う。
- 裁判所委員会の議事概要のページを見ると，最新の議事概要が一番下に掲載されているが，上から順に新しい情報を配置した方がよい。
- ウェブサイト上に手続という言葉が出てくる箇所が3か所あり，どこをクリックすればよいか分かりにくい。
- 画面右側に配置されている茶色のタブが全国の情報，黄色のタブが松江の情報であるということであるが，その区別が分かりにくい。
- 「松江地方裁判所・松江家庭裁判所について」のページ内にある「裁判所の紹介」は，カラーで分かりやすいが，住所地に対する管轄がこのページの中にもあれば便利であると思う。
- 「見学・傍聴案内」のページ内の一番上に「見学・裁判傍聴」とあり，両者をまとめて説明しているが，見学と傍聴は違うので，分けて説明した方がよい。
- ご指摘のとおりであり，傍聴も事前受付が必要であると誤解を招く可能性がある。
- 「見学・傍聴案内」のページでは，傍聴と見学を同列に扱っているが，憲法で公

開が要求されている裁判傍聴に関する案内を強調させた方がよい。例えば、傍聴に関するスケジュールをウェブサイトに掲載してはどうか。

- 「裁判所の所在地」の中で、裁判所名をクリックすると地図が表示されるが、「地図はこちら」などと表示しなければ、地図にリンクされていることが分かりにくい。
- 「裁判所の所在地」の中の公共交通機関等のアクセスについての説明は、情報量は豊富であるが、表現方法が分かりにくい。箇条書きや場合分けするなど整理して記載するべきである。
- 本庁の交通アクセス案内には、一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅が何回か出てくるが、地図に駅が載っていないので、載せた方がよい。
- 雲南簡裁や川本簡裁のアクセス地図を見ると、小学校、銀行、信金とだけ書いてあるが、学校名や金融機関名まで表示した方がより分かりやすい。
- ウェブサイトの構成がよく分からないため、サイト上で迷子になってしまう。あるページでは、民事手続には訴訟、調停、支払督促、少額訴訟の4種類あるという説明であるが、違うページでは、違う分類になっており、全体の構造に一貫性がない。
- 「裁判手続を利用する方へ」の中の「手続案内」をクリックし、少額訴訟の説明を見ると、最高裁のページに遷移する。そうすると、画面右側にあった松江の黄色のボタンがなくなってしまうため、松江の情報に戻りたい時に簡単に戻れなくなる。最高裁のページに遷移しても、松江の情報に戻ることができるボタンが常であれば、より親切である。
- 簡易裁判所民事手続案内ビデオは非常に分かりやすかった。ビデオをウェブサイトに掲載してはどうか。
- 簡易裁判所民事手続案内ビデオでは、何をしたいかということを出発点に、どういう手続があるかという流れであったため、手続を知らない一般の人にも分かりやすい内容であった。ウェブサイトについても同じような構成にすればよいのではないか。例えば貸した金を返してもらいたいとか、何をしたいかという項目を分類分けして説明するとよい。
- ウェブサイト上の手続説明のみでは、自分が抱えている案件にはどの手続が一番ふさわしいかという判断にはなかなか至らない。
- ウェブサイトの情報のみで訴状を作成するのは難しく、結局は窓口で担当者の説明を聞きながら作成することになると思う。
- 手続の説明について、ある説明では文字のみ、別の説明では漫画とフローであったりと、異なる組合せになっていて分かりにくい。例えば、漫画、フロー、文字の順番で統一し、全ての説明において構造を同じにすると分かりやすい。
- 手続を申し立てる場合に、裁判所へ何を持っていけばよいのか、費用がいくらかかるのかということが一覧で分かる表を掲載してほしい。
- 裁判を起こす時に必要な裁判費用や弁護士費用が一覧になったものがあるとよい。
- 裁判所に納める収入印紙と郵券については、ウェブサイト上でも案内しているが、弁護士費用については、受任する弁護士によって違うため、裁判所のウェブサイトで紹介することはむずかしい。

- 松江地方裁判所のウェブサイトを実社のウェブサイト運営会社にレビューしてもらった。その結果、画面の右と左の構成が逆ではないかという意見、ユーザーの目線の動線があっちに行ったりこっちに行ったりして迷ってしまうという意見が出た。
- 裁判所のウェブサイトの利用者には、裁判所から呼出しを受けた人、裁判手続をとりたい人、裁判員制度について知りたい人、裁判所を見学したい人、裁判傍聴したい人、裁判員又は裁判員候補者という6つのタイプがある。この6つのコンテンツでウェブサイトを構成してはどうか。
- どのような形でウェブサイトに入ってきて、どのようなページ遷移を経てどこから出たかというのを無料で分析してくれる業者があるので、利用してはどうか。

以 上